

## 国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書

農林水産省は昨年11月に「水田活用直接支払交付金」の見直し案を提示しました。今年に入り、農業現場には何の説明も調査もないままに、農家に見直し案が通知されてきました。

見直し案は、①水路や畦があっても、2022年から5年間、水張り（水稲作付け）が行われない農地は対象外とする、②多年生牧草は10アールあたり現行3.5万円から、播種しない年は1万円に減額する、③飼料用米などの複数年加算（10アール1.2万円）を廃止する、④畑地化支援として、野菜など高収益作物の場合は10アール17万5千円、それ以外の作物は同10万5千円を1回限り支払うとしています。

交付金を大幅に削減する内容で、多くの農家が交付金の減額・廃止の対象になる恐れがあり、「営農計画が立てられない」「離農と耕作放棄を促進させるメッセージだ」など、農業現場では怒りと混乱が広がっています。

昨年からの米価の大幅下落に続き、農業に軸足を置く地方経済にとっても大きなマイナスとなるものです。さらに、終わりの見えないコロナ禍や、ウクライナ戦火を見る中、食料の安全保障を確立するためにも、「水田活用直接支払交付金」の見直しを撤回するよう、政府に要請することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

### 【提出先】

内閣総理大臣、農林水産大臣